



# 佐賀県公報

平成17年  
8月8日  
(月曜日)  
第12640号

## 目次

### 規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則  
行規則

### 告示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更

○生活保護法に基づく医療機関の指定

○生活保護法に基づく施術機関の指定

○生活保護法に基づく指定施術機関の名称及び所在地の変更

○公有水面埋立ての出願

### 公告

○県有ビームライン用粗排気セットの製造に係る一般競争入札(新産業課)

○土地区画整理組合役員の氏名及び住所

○都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催

○兵庫土地改良区営土地改良事業計画変更認可

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

### 選挙管理委員会事項

◎選挙運動及び政治活動取扱規程の一部改正

◎政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧

に関する規程の一部改正

◎政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧に

関する規程の一部改正

### 公安委員会事項

◎佐賀県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

(規則・八)二六

## 公布された規則のあらまし

○半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(規則第一〇九号)

1 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の施行に關し、不均一課税の申請期限、不均一課税申請書の様式その他必要な事項を定めることとした。

2 この規則は、公布の日から施行し、平成一七年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

## ○規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年八月八日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第百九号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十七年佐賀県条例第五十七号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税の申請手続)

第二条 条例第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次

の表の上欄に掲げる税目について同表の中欄に掲げる不均一課税申請期限までに、同表の下欄に掲げる不均一課税申請書を課税地を所管する県税事務所  
の長(以下「県税事務所長」という。)に提出しなければならない。

税目	不均一課税申請期限	事業税	法人にあつては地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第七十二条の二十五第一項、第二項(同条第六項及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第六項において準用する場合を含む。)、第三項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)、第四項(法第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第六項において準用する場合を含む。)、第三項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)、第四項(法第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第六項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十八第一項、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあつては佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)第五十三条第一項の規定により申告書を提出すべき日	不動産取得税	法人にあつては不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税に関する法第七十二条の二十五第一項、第二項(同条第六項及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第六項において準用する場合を含む。)、第三項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)、第四項(法第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに同項において準用する法第七十二条の二十五第六項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十八第一項、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により法人の事業税の申告書を提出すべき日、個人にあつては
不均一課税申請書	事業税の不均一課税申請書(様式第一号)	不動産取得税の不均一課税申請書(様式第二号)			

ては不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税に関する佐賀県税条例第五十三条第一項の規定により個人の事業税の申告書を提出すべき日

固定資産税	法第七百四十五条第一項において準用する法第三百八十三条の規定により申告書を提出すべき日	固定資産税の不均一課税申請書(様式第二号)
-------	---	-----------------------

**(不均一課税の措置)**

**第三条** 県税事務所長は、前条に規定する不均一課税申請書を受理したときは、審査のうえ処分を決定し、その旨を同条の規定により不均一課税申請書を提出した者に通知するものとする。

**(規則で定める法令)**

**第四条** 条例第五条第一号に規定する規則で定める公害防止等に関する法令は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)とする。

**(補則)**

**第五条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附則**

**(施行期日等)**

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。  
(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の廃止等)

2 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成七年佐賀県規則第三十五号)は、廃止する。

3 条例附則第三項に規定する不均一課税については、前項の規定による廃止前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(申請期限の特例)

4 この規則の適用の日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三十日を経過する日までの間に第二条に規定する不均一課税申請期限が到来する事業税、不動産取得税及び固定資産税(以下「事業税等」という。)については、同条の規定にかかわらず、当該事業税等の不均一課税申請期限は、施行日から起算して三十日を経過する日とする。

様式第1号(第2条関係)

事業税の不均一課税申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 所在地(個人にあつては、住所)

名称及び代表者の氏名(個人にあつては、氏名)

㊟

この申請について応答する者 氏名

電話

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第3条の規定による事業税の不均一課税を次のとおり申請します。

① 不均一課税の適用を受けようとする事業所	所在地		
	名称		
	半島振興対策実施地域の公示日	年 月 日	
	事業の種類(内容)		
	操業等開始年月日	年 月 日	
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設	
② 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額の合計額			円
③ 所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無	有 ・ 無		
④ 不均一課税の適用を受けようとする事業税	区分	法人	個人
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで	年
	申告又は決定の区分	確定 ・ 修正	
	本県分の課税標準額	千円	千円
	不均一課税の対象となる課税標準額	千円	千円
	不均一課税により減少する税額	円	円

注 1 この申請書は、2部提出してください。

2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(1)、(2)、(7)、(8)及び(10)は、先に事業税の不均一課税申請書又は不動産取得税の不均一課税申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。

- (1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
- (2) 年次別増加生産高調
- (3) 事業税不均一課税額明細書
- (4) 事業税不均一課税の比率に関する調
- (5) 従業者名簿
- (6) 建物各階の平面図、簡単な事業所全体の平面見取図及び新設又は増設をした特別償却設備の配置見取図
- (7) 直近前1年間の営業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書
- (8) 事業所案内等パンフレット(作成していない場合は、不要です。)
- (9) 法人にあっては、確定申告書及び法人税法施行規則別表16の(1)及び(2)の写し  
個人にあっては、所得税の確定申告書及び同申告書に添付する収支内訳書の写し
- (10) 特別償却をしなかった場合は、その理由書
- (11) その他県税事務所長が必要と認めた書類

3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

#### 記載上の注意

1 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める欄は、記載する必要はありません。

- (1) 法人事業税の不均一課税を申請する場合 ④の「個人」の欄
- (2) 個人事業税の不均一課税を申請する場合 ④の「法人」の欄

2 「事業の種類(内容)」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「家具製造業」、「旅館業」というように記載してください。



⑥ 取得した土地のうち不均一課税の適用を受けようとする土地	地積(イ)		1㎡当たり価額(ロ)		課税標準額(イ)×(ロ)		税率	税額		
	㎡		円		千円		$\frac{\quad}{100}$	円		
⑦ 家  屋	種類(用途)	構造	建床面積 ㎡	延床面積 ㎡	着手年月日 ・ ・	取得年月日 ・ ・	取得価額 千円	課税標準額 千円	税率 $\frac{\quad}{100}$	税額 円
					・ ・	・ ・				
					・ ・	・ ・				
	計									

注 1 この申請書は、2部提出してください。

2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(3)及び(8)以外は、先に事業税の不均一課税申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。

- (1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
- (2) 年次別増加生産高調
- (3) 建物各階の平面図、簡単な事業所全体の平面見取図及び新設又は増設をした特別償却設備の配置見取図
- (4) 直近前1年間の営業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書
- (5) 事業所案内等パンフレット(作成していない場合は、不要です。)
- (6) 法人にあっては、確定申告書及び法人税法施行規則別表16の(1)及び(2)の写し  
個人にあっては、所得税の確定申告書及び同申告書に添付する収支内訳書の写し
- (7) 特別償却をしなかった場合は、その理由書
- (8) その他県税事務所長が必要と認めた書類

3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

#### 記載上の注意

- 1 「事業の種類(内容)」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「家具製造業」、「旅館業」というように記載してください。
- 2 ④の欄には、土地を取得した日から1年以内に着手(基礎工事の着手をいう。)をしたものを記載してください。
- 3 ⑥の「地積(イ)」の欄には、⑦の欄の着手年月日が⑤の欄の取得年月日から1年以内である家屋の建床面積の合計に④の欄の敷地面積を加算した面積を記載してください。
- 4 ⑦の欄には、不均一課税の対象となる建物を一棟ごとに記載してください。
- 5 ⑦の「種類(用途)」の欄には、工場等の種類(用途)を具体的に、例えば「木工場」、「旅館」というように記載してください。



様式第3号(第2条関係)

固定資産税の不均一課税申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 所在地(個人にあつては、住所)

名称及び代表者の氏名(個人にあつては、氏名)

㊦

この申請について応答する者 氏名

電話

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第3条の規定による固定資産税の不均一課税を次のとおり申請します。

① 不均一課税の適用を受けようとする事業所	所在地		
	名称		
	半島振興対策実施地域の公示日	年 月 日	
	事業の種類(内容)		
	操業等開始年月日	年 月 日	
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設	
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで	
② 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額の合計額		円	
③ 所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無		有 ・ 無	
償却資産の決定価額(イ)	円	不均一課税の対象となる機械及び装置の評価額(ニ)	円
市町村の課税限度額(ロ)	千円	$\text{県が不均一課税する課税標準額} = \text{(ニ)} \times \frac{\text{(ハ)}}{\text{(イ)}}$ (ホ)	千円
県が課する固定資産税の課税標準額 (イ) - (ロ) (ハ)	千円	税率(ヘ)	$\frac{1.4}{100}$
		不均一課税により減少する税額(ホ) × (ヘ)	円

注 1 この申請書は、2部提出してください。

2 この申請書には、初年度に限り、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(8)及び(9)以外は、先に事業税の不均一課税申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。



- (1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
- (2) 年次別増加生産高調
- (3) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図及び新設又は増設をした特別償却設備の配置見取図
- (4) 直近前1年間の営業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書
- (5) 事業所案内等パンフレット(作成していない場合は、不要です。)
- (6) 法人にあっては、確定申告書及び法人税法施行規則別表16の(1)及び(2)の写し  
個人にあっては、所得税の確定申告書及び同申告書に添付する収支内訳書の写し
- (7) 特別償却をしなかった場合は、その理由書
- (8) 固定資産の明細となる書類及び償却資産の貸借に要した経費が対象となる場合は、その契約書、勘定元帳等の写し
- (9) その他県税事務所長が必要と認めた書類

3 この申請書は、固定資産税の申告書の提出期限までに提出してください。

#### 記載上の注意

- 1 「事業の種類(内容)」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「家具製造業」、「旅館業」というように記載してください。
- 2 「償却資産の決定価額(イ)」の欄には、地方税法第743条第1項の規定により知事が決定した評価額を記載してください。
- 3 「不均一課税の対象となる機械及び装置の評価額(二)」の欄には、条例第2条第2項に規定する特別償却設備の評価額の合計額を記載してください。

○ 告 示

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県告示第四百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十七年八月八日

佐賀県知事 古 川 康

一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
堀田医院	東松浦郡玄海町大字今村六一六番地	平成一七・六・二
吉村医院	杵島郡白石町大字福田一六三三番地	平成一七・五・三
医療法人水光会呼子中央病院	唐津市呼子町呼子四一八二番地一	平成一七・五・一

二 変更医療機関

名 称	所 在 地	変更年月日
新 はやし女性よろずクリニック	伊万里市立花町三九九二番地一	平成一七・四・一
旧 ハヤシ産婦人科医院	神埼郡三田川町大字吉田二九〇〇番地	平成一七・五・二四
新 目達原整形外科		
旧 医療法人目達原整形外科		

●佐賀県告示第四百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十七年八月八日

名 称	所 在 地	指定年月日
堀田医院	東松浦郡玄海町大字今村六一六番地	平成一七・六・二
吉村医院	杵島郡白石町大字福田一六三三番地	平成一七・五・三
医療法人水光会呼子中央クリニック	唐津市呼子町呼子四一八二番地一	平成一七・五・一
呼子中央耳鼻咽喉科クリニック	唐津市呼子町呼子四一八二番地一	〃
こころクリニック	唐津市紺屋町一六六八番地三	平成一七・六・三
筒井クリニック	佐賀市神野西四丁目二番三五号	平成一七・六・七
島田病院	佐賀市嘉瀬町大字中原一六七九番地一	平成一七・六・一
ますだ歯科医院	西松浦郡有田町中部丙七九〇番地一	平成一七・五・一
松田歯科クリニック	杵島郡白石町大字福富一九一番地一九	平成一七・六・二
アルナ薬局太良店	藤津郡太良町大字多良一五六〇番地一	平成一七・六・一
さくら薬局	鳥栖市京町七一八番地一	〃

●佐賀県告示第四百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十七年八月八日

佐賀県知事 古 川 康

施術機関名	所 在 地	指定年月日
小嶋整骨院	西松浦郡西有田町大木乙二二六五番地一	平成一七・四・一
とまと整骨院	多久市北多久町大字小侍一一〇八番地四	平成一七・六・一

◎佐賀県告示第四百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条において準用する第五十条の二の規定により、次のとおり指定施設機関から変更の届出があった。

平成十七年八月八日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地	変更年月日
新	明石接骨院	唐津市和多田大土井六番五六号	
旧	あさひ接骨院	唐津市千代田町二二〇九番地六七	平成一七・五・一

◎佐賀県告示第四百二十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、出願に係る書面及び関係図書を平成十七年八月八日から八月二十九日まで佐賀県県土づくり本部交通政策部港湾課、唐津土木事務所及び唐津市建設部都市計画課において縦覧に供する。

なお、本埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに唐津港湾管理者の長佐賀県知事古川康に対して意見書を提出することができる。

平成十七年八月八日

唐津港湾管理者の長

佐賀県知事 古川 康

一 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(一) 名称 佐賀県

(二) 所在地 佐賀市内一丁目一番五十九号

(三) 代表者の氏名 佐賀県知事 古川 康

二 埋立区域

(一) 位置 佐賀県唐津市二太子三丁目一番八号の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線

及び①の地点と⑤の地点を結ぶ昭和六十一年七月七日付け佐賀県指令六十一港第八百五十四号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・プラス二・〇五メートルより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 二太子四等三角点(北緯三三度二七分四〇秒三一、東経一二九度五七分四三秒八八(以下「起点」という。))から九七度十五分五六秒五二九・四六メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一二五度〇六分〇二秒二・八〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二一五度〇六分〇二秒五〇・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三〇五度〇六分〇二秒一六三・二三メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五五度〇五分〇一秒五三・二〇メートルの地点

(三) 面積 七、七〇七・一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置 佐賀県唐津市二太子三丁目一番八号の地内並びに同市二太子三丁目一番六号及び一番八号の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び⑦地点と⑧地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 基点から八五度三〇分二八秒四〇〇・〇二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一二五度〇六分〇二秒一九〇・五九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三五度〇六分〇二秒五四・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から五五度〇五分〇〇秒四〇・四三メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一二五度〇六分〇二秒八六・一八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二一五度〇六分〇二秒二五〇・〇〇メートルの地点

<p>㊦の地点 ㊧の地点から三〇五度〇六分〇二秒三四八・〇四メートルの地点</p> <p>(三) 面積 五九'三二八・三六平方メートル</p> <p>四 埋立地の用途 ミットハーバー用地</p> <p>五 出願年月日 平成十七年七月二十二日</p>	<p>わす、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成17年8月17日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年8月17日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限</p>
<p>○ 公 告</p>	
<p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成17年8月8日</p> <p>収支等命令者</p> <p>佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一</p>	
<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達物品の名称及び数量 県有ピーラムライオン用粗排気セットの製造 一式</p> <p>(2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地</p> <p>(4) 納入期限 佐賀県立九州シンクロナトロソ光研究センター 平成17年9月30日</p> <p>(5) 入札方法</p>	
<p>5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問</p>	

<p>平成17年8月24日 17時</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟61号会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年8月25日10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成17年8月25日10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)</p> <p>(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額</p>	<p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証券に記載された金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額</p> <p>ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>(ウ) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(ウ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(ウ) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(ウ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国</p>
--	--



内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。  
 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
  - (2) 当該競争について不正行為を行った者
  - (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
  - (4) 1人で2以上の入札をした者
  - (5) 代理人でその資格のないもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者
- 11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、その者を落札者としなければならないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、兵庫北土地区画整理組合理事長 野口儀次郎から兵庫北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成17年8月8日	佐賀県知事	古川康
1 組合の名称	兵庫北土地区画整理組合	
2 事務所の所在地	佐賀市兵庫町大字藤木15番地1	
3 理事の氏名及び住所	理事 荒木 和敏	佐賀市兵庫町大字藤木378番地8
	内田 義和	大字西淵2002番地
	江頭 義輔	兵庫南二丁目10番地6
	江頭 和英	兵庫町大字藤木211番地
	枝吉 和彦	大字西淵1408番地
	枝吉 茂尚	大字西淵955番地7
	枝吉 清輝	大字藤木1313番地2
	香田 繁	1328番地
	坂本 雅文	789番地
	白水 好人	1194番地9
	高森 誠	佐賀郡川副町早津江1407番地
	塚原正一郎	佐賀市兵庫町大字藤木890番地
	徳永 博之	155番地1
	南里 光範	大字西淵1824番地
	西岡 光雄	大字藤木320番地
	西村 正義	848番地
	野口儀次郎	794番地
	野口 武雄	794番地
	野口 輝彦	799番地
	野口 博	1番地5

” 百武 邦烈 ” ” 大字西洲1904番地  
 ” 福井 久男 ” ” 大字洲1616番地2  
 ” 宮崎 義明 ” ” 大字藤木856番地  
 ” 八田 豊 ” ” 大字西洲1797番地  
 ” 鷺崎洋二郎 ” ” 126番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則(昭和45年佐賀県規則第37号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成17年8月8日

佐賀県知事 古 川 康

1 開催の日時及び場所

日時 平成17年9月2日(金)午後7時から

場所 藤津郡嬉野町大字下宿乙1298番地 嬉野町文化センター

2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画法

嬉野都市計画の変更

3 都市計画法の概要

(1) 変更の対象とする都市施設

嬉野都市計画における公園

(2) 変更の対象とする道路

6・5・1号 嬉野総合運動公園

(3) 変更の内容

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 藤津郡嬉野町大字下宿字葛尾地内

削除する部分 藤津郡嬉野町大字下宿字一本松地内

4 都市計画法の縦覧場所

嬉野都市計画の変更案は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課及び嬉

野町まち整備部建設課で平成17年9月2日(金)まで縦覧に供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成17年8月26日(金)までに意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

佐賀市城内一丁目1番59号(電話0952-25-7159)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年7月29日兵庫土地改良区営土地改良事業(維持管理)計画の変更を認可した。

平成17年8月8日

佐賀県知事 古 川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年8月8日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指定年月日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7 1	唐津市浜玉町浜崎字藏塚2336番	平成17年7月27日	5.00	59.78

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。



○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十六号

選挙運動及び政治活動取扱規程(昭和三十年佐賀県選挙管理委員会告示第八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第八十四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十八号様式を次のように改める。

第二十八号様式 削除

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法第二十條の二第二項の規定による報告書等の閲覧に関する規程(昭和五十一年佐賀県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別記様式を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十八号

政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程(平成八年佐賀県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別記様式を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月八日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

●佐賀県公安委員会規則第八号

佐賀県公安委員会運営規則の一部を改正する規則  
佐賀県公安委員会運営規則(昭和三十二年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号口中「並びに安全運転管理者証」を「安全運転管理者証」に改め、「副安全運転管理者証」の下に「並びに駐車監視員資格者証」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月八日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社 古川総合印刷